

令和7年度 志摩市マガキ稚貝等購入補助金 のお知らせ

マガキ養殖業者を支援するため、マガキ稚貝とホタテガイ殻（コレクター・バラ）又はシングルシード種苗の購入費に対し、補助金を交付します。

申請期限：令和8年 2月 2日

補助を受けられる方（次のすべてに当てはまる方）

- ◆漁業を営む個人または法人であること。
- ◆鳥羽磯部漁業協同組合または三重外湾漁業協同組合の組員であること。
- ◆市内に住所または事業所を有していること。
- ◆市税に滞納がないこと。（徴収猶予の適用を受けている場合を除く）
※申請期限内に滞納が解消された場合は補助を受けることができます。
- ◆暴力団員等でないこと及び暴力団員等と密接な関係を有しないこと。

補助の対象（次のすべてに当てはまること）

- 市内の第1種区画漁業権（貝類養殖業）の存在する水面で営むマガキ養殖であること。
（ただし、カキ類禁止の条件のついた区画漁業権を除く）
- 『二倍体マガキのホタテガイ殻付着種苗』を40連以上、『三倍体マガキのホタテガイ殻付着種苗』、『マガキ養殖用コレクターに用いるホタテガイ殻』又は『シングルシード種苗』を購入していること。
（複数の領収書の合算可。領収書名は同一であること。）
- 令和7年4月1日～12月31日の間に購入していること。

補助率・補助金額

品目	単位	補助率	1事業者あたりの 上限
マガキのホタテガイ殻 付着種苗（コレクター）	1 連	2分の1以内 （1,000円/連を上限） ※ただし、三倍体マガキ 種苗については5,000円	最大100連まで ※ただし、三倍体マガ キ種苗については最大 50連まで
マガキ用ホタテガイ殻 （コレクター）	1 連	2分の1以内	合わせて最大7,200 枚まで
マガキ用ホタテガイ殻 （バラ）	1 枚		
シングルシード種苗 （中間育成貝を含む）	1,000 個	2分の1以内 （10,000円/1,000個を 上限）	最大20,000個 まで

- ・申請金額：合計金額に1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てる。
- ・対象外：消費税及び地方消費税、送料、梱包費等
- ・補助金の交付は1事業者につき、各品目それぞれ1回までとする。

申請書等の書類

- ・ 志摩市マガキ稚貝等購入補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号、様式第1号の2）
- ・ 志摩市マガキ稚貝等購入補助金交付請求書（様式第3号）
- ・ 志摩市マガキ稚貝等購入補助金交付要綱

※書類や要綱は、志摩市HPからダウンロードできます。

補助金の申請から交付までの流れ

Step 1 マガキ稚貝・ホタテガイ殻（コレクター・バラ）
又はシングルシードを購入する

Step 2 申請書兼実績報告書等の書類を提出する

申請期限：令和8年 2月 2日

<提出書類>

- ・ 補助金交付申請書兼実績報告書（様式1号、様式第1号の2）
- ・ 宛名・数量・単価・金額が証明できる領収書等の写し

市から補助金の確定額が通知される

交付決定兼交付確定通知書を郵送

Step 3 補助金の請求書を提出する

<提出書類>

- ・ 補助金交付請求書（様式3号）

市から口座に入金



1
ヶ
月
程
度

提出・問い合わせ先

〒517-0592 志摩市阿児町鵜3098番地22

志摩市 水産農林部 水産課

TEL：0599-44-0289（平日8:30～17:15）

